二〇〇九九〇・一二九	B　その他のもの	一年目以降
二二〇七二〇・一〇〇	1　アルコール分が九十％以上のもの	一年目以降
四一〇四四一・一二二	―　その他のもの	一年目以降
四一〇四四一・二一二	――　その他のもの	一年目以降
四一〇四四一・二一九	――　その他のもの	一年目以降
四一〇四四一・二二二	―　その他のもの	一年目以降
四一〇四四九・一二二	―　その他のもの	一年目以降
四一〇四四九・二一二	――　その他のもの	一年目以降
四一〇五三〇・一一二	―　その他のもの	一年目以降
四一〇六二二・一一二	―　その他のもの	一年目以降
四一〇七一・二一二	――　その他のもの	一年目以降
四一〇七一・二一九	――　その他のもの	一年目以降
四一〇七一二・一一二	――　その他のもの	一年目以降
四一〇七一二・二一二	――　その他のもの	一年目以降
四一〇七一二・二二二	―　その他のもの	一年目以降
四一〇七一九・一一二	―　その他のもの	一年目以降
四一〇七一九・二一二	――　その他のもの	一年目以降
四一〇七九一・二二二	―　その他のもの	一年目以降
四一〇七九二・一一二	―　その他のもの	一年目以降
四一〇七九二・二一九	――　その他のもの	一年目以降
四一〇七九二・二二二	―　その他のもの	一年目以降
四一〇七九九・二一二	―　その他のもの	一年目以降
四一〇七九九・二二二	―　その他のもの	一年目以降
四一一二〇〇・二一二	―　その他のもの	一年目以降
四一一三一〇・二一二	―　その他のもの	一年目以降
六四〇三二〇・〇二二	――　その他のもの	一年目以降
六四〇三四〇・〇一二	――　その他のもの	一年目以降
六四〇三四〇・〇二二	――　その他のもの	一年目以降
六四〇三五一・〇二九	―　その他のもの	一年目以降
六四〇三五九・〇一九	――　紳士用のもの	一年目以降
六四〇三五九・一〇四	――　婦人用のもの	一年目以降
六四〇三五九・一〇五	――　ベース又はプラットホームが木製のもの（中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。）	一年目以降
六四〇三五九・一一一	――　その他のもの	一年目以降
六四〇三五九・一一九	――　その他のもの	一年目以降
六四〇三九一・〇一九	―　その他のもの	一年目以降
六四〇三九一・〇二九	――　その他のもの	一年目以降
六四〇三九九・〇一六	――　婦人用のもの	一年目以降
六四〇三九九・〇一五	――　紳士用のもの	一年目以降
六四〇三九九・〇三一	――　ベース又はプラットホームが木製のもの（中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。）	一年目以降
六四〇三九九・〇三九	――　その他のもの	一年目以降
六四〇三九九・〇二九	―　その他のもの	一年目以降
六四〇四一九・一一九	―　その他のもの	一年目以降
六四〇四二〇・一一九	―　その他のもの	一年目以降
六四〇四二〇・二二二	―　その他のもの	一年目以降
六四〇五九〇・一一二	―　その他のもの	一年目以降
六四〇五九〇・一二二	―　その他のもの	一年目以降

（附属書Ⅰ（関税に係る約束の表）中他の締約国の表は省略）

附属書Ⅱ　サービスに関する特定の約束に係る表

（この附属書中他の締約国の表は省略。我が国は、表を作成していない。）

附属書Ⅲ　サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表

日本国

表Ａ

注釈

1　この表Ａは、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関して日本国が付する留保事項について、第八・八条（適合しない措置に係る表）1及び第十・八条（留保及び適合しない措置）1の規定に従って記載するものである。

(a)　第八・四条（内国民待遇）又は第十・三条（内国民待遇）

(b)　第八・五条（市場アクセス）

(c)　第八・六条（最恵国待遇）又は第十・四条（最恵国待遇）

(d)　第八・十一条（現地における拠点）

(e)　第十・六条（特定措置の履行要求の禁止）

(f)　第十・七条（経営幹部及び取締役会）（注1、注2）

注1　この表Ａの規定の適用上、「義務の種類」に記載する「経営幹部及び取締役会」（第十・七条）には、第十・二条（適用範囲）3の規定に従って課されるサービスの提供に影響を及ぼす措置に関する義務を含む。

注2　透明性の観点から、この表Ａの留保事項には、第十・十五条（安全保障のための例外）、第十七・十二条（一般的例外）又は第十七・十三条（安全保障のための例外）の規定に基づいて日本国がとる措置を含むことがある。

2　留保事項には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保事項が対象とする一般的な分野を示す。

(b)　小分野。「小分野」には、留保事項が対象とする個別の分野を示す。

(c)　産業分類。「産業分類」には、留保事項が対象とする活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。

(d)　政府の段階。「政府の段階」には、留保事項が対象とする措置を維持する政府の段階を示す。

(e)　義務の種類。「義務の種類」には、1に規定する義務であって留保事項が対象とするものを特定する。